

○能登町建設工事請負代金額の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

平成21年4月1日

告示第20号

(主旨)

第1条 この告示は、建設工事の請負契約者（以下「請負者」という。）が、能登町と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号。以下「規則」という。）第113条第1項ただし書及び能登町建設工事標準請負契約約款（平成17年能登町告示第14号。以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に定める工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として40%以上であること。ただし、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金の支払を受けた工事の出来形は60%以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

(債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する能登町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の能登町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、売掛債権担保融資保証制度との併用は、認めないものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、北国銀行、北陸銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、北陸信用金庫、鶴来信用金庫、興能信用金庫、

石川県総合建設業協同組合、株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡承諾願)

第5条 請負者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、当該建設工事を所管する課の長（以下「発注者」という。）に対して能登町長（以下「町長」という。）あてに、以下の書類を提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾願（様式第1号） 3通

(2) 債権譲渡人、債権譲受人それぞれの印鑑証明 1通ずつ

(3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

2 発注者は前項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金の支払及び第37条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡について発注者の承諾が得られなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第6条 発注者は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適当であると認めたときは、企画財政課長を経由し総務課長及び会計管理者の合議後、町長の承認を得て、債権譲渡を承諾することができる。

2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、企画財政課長は債権譲渡整理簿に当該工事を記載しなければならない。

3 発注者は、前項において記載された承諾番号及び承諾年月日（確定日付）を債権譲渡承諾書に付して債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書（様式第2号）に債権譲渡契約証書の写しを添えて、直ちに発注者に通知しなければならない。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 企画財政課長は債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は、債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合又は債権譲渡の承諾に不適當な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、発注者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しな

い理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。
（その他）

第10条 この告示に定める様式、その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第18号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第24号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日告示第30号）

この告示は、令和2年1月1日から施行する。